

平成23年8月23日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課
パブリックコメント担当 御中

全国総合厚生年金基金協議会
会長基金 東京薬業厚生年金基金
〒105-0011
港区芝公園2-4-1
芝パークビルB館11F
TEL 03-5401-8700



パブリックコメントへの意見
(企業年金に係る財政運営基準等の見直し)

企業年金の効率的かつ安定的な制度運営及び自主的な財政運営の観点から、標記のパブリックコメントについて、別紙のとおり意見を申しあげます。

パブリックコメントへの意見 (企業年金に係る財政運営基準等の見直し)

市場の短期的な変動が拡大している中で、年金制度本来の中長期的な運営が可能となるよう、かねてより財政運営基準等の改善を要望してまいりました。

今回の「企業年金に係る財政運営基準等の見直し」は、財政の健全化に重点が置かれ、現在の運用環境の激変等厚生年金基金の現状を踏まえたものとは言い難い内容であります。

また、リーマン・ショック後の世界経済、運用市場が回復途上の段階にあり、足元では、欧州のソブリンリスク、米国経済回復の不透明感の高まり、円相場が戦後最高値をつける等内外株式は同時株安と混乱しております。

このような状況を考慮され、今後とも厚生年金基金制度が持続可能となるような内容の改善を要望いたします。

1、全般的な事項

主に複数の中小企業事業主で設立している総合型厚生年金基金は、今後とも中小企業の企業年金を担っていくことが必要と考えます。企業年金制度が多様化し選択肢が増えた中で、全国の総合型厚生年金基金は、母体業界の盛衰、運用環境の激変等で極めて厳しい制度運営を行っています。

- ① 基金財政の健全化が重要な課題であることは十分認識しています。個々の基金は厳しい運営環境の中で危機を乗り越えてきましたが、世界的な金融、経済危機が未だ色濃く残り、基金財政は一進一退の状況にあります。このような状況下において、財政健全化の取組みを強く求めることは避けていただきたい。
- ② 厚生年金基金制度は約45年経過しています。総合型厚生年金基金では、財政状況、制度内容、運営体制等において、無視できない差異が生じているので、画一的な基準・指導は、かえって基金制度の継続意欲を減退させることになりかねないと考えます。また、今回の東日本大震災、原発事故の発生は基金の運営基盤にも大きな影響を与えています。行政指導に当たっては、個々の基金の実態を十分考慮していただきたい。
- ③ 総合型厚生年金基金の財政運営は極めて厳しい状態が長年つづいており、加入事業所からは制度の持続性について懸念が寄せられています。

今後とも総合型厚生年金基金を維持・育成するという政策目標のもと、行政及び基金制度に關ってきた関係者間で制度運営全体を総括し、今後の展望を拓き基金制度への不安を払拭することが必要であると考えます。具体化に向けての取組みをお願いしたい。

2、具体的事項

(1) 制度運営の効率化の観点から改正する事項について

○過去勤務債務の償却方法の見直し

過去勤務債務の償却過程の段階で、基金財政の状況及び事業主の負担能力に応じた弾力的な積立不足の償却を可能とする措置、例えば一括償却の導入、掛金率の幅、償却期間の延長等の弾力化を図っていただきたいたい。

(2) 財政の健全化の観点から改正する事項について

①財務諸表の簡素化・透明化について

財務諸表の透明化は重要な課題であります、基金財政の基本的な仕組みは維持しながら透明化を進めるべきと考えます。

今回の見直しでは、最低責任準備金が財務諸表では期ズレあり、掛け計算では期ズレ調整後となり、剩余・不足が財務諸表と財政計算で一致しないケースも想定されます。

したがって、最低責任準備金の期ずれ調整（継続基準）、特別掛け金収入現価等の取扱いは現行どおりとしていただきたい。

②積立状況の的確な把握

○ 市場の短期的変動が拡大していることの対応として、許容繰越不足金の許容幅の拡大、下方回廊方式の恒久化及び特別掛け金の償却期間の延長等財政計算上の留保要件等を緩和していただきたい。

③非継続基準の見直し

○ 非継続基準の財政検証は、最低責任準備金（期ズレあり）と時価基準の純資産額と検証するものに限定し、最低積立基準額との財政検証は廃止か、検証のみに留めることにしていただきたい。

○ 現行の回復計画に対する高い予定利率の設定等の財政健全化の阻害要因になっているという指摘については、例えば、指定基金の健全化計画で適用する予定利率等に準じたものに見直し等で対応すべきで、廃止には反対であります。

- 積立不足に伴う掛金の拠出に係る経過措置については、基金財政が厳しい現状及び最低積立基準額の増減幅が大きくなることも想定され、この段階での本則適用には反対であります。

④指定基金の指定要件等見直し

- 指定要件の追加については、市場環境の短期的なブレ等いろいろな要因が考えられるので反対であります。
- 健全化計画策定に使用する利率については、負債側と資産側での整合性のある利率とすべきと考えます。

3、その他

①掛金引き上げの猶予措置の延長

- 基金財政は未だ回復の途上であり、掛金引き上げ猶予措置を延長していただきたい。

②所謂「代行給付相当額に係る0.875」の見直し

- 設定当時とは社会環境が変化しており、在職支給停止の状況は基金によって違っている。現段階で検証を行い必要な見直しをしていただきたい。

③給付減額要件の見直し

- 母体業界の業績、経営状況や設立事業所の財務状況等の要件は、緩和していただきたい。

④給付設計変更等に伴う不足金の取扱い

- 紙付減額や加算型への変更等により発生する不足金については、弹力的な償却ができるようにしていただきたい。

⑤その他

- 給付現価交付金の交付基準の見直し

- 公的資金での補助制度の創設